

港湾工事等潜水作業従事者配置要領

(平成29年3月23日国港技第75号)

1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者（以下「潜水士」という。）の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。

2. 定義

- 1) この要領において、「港湾潜水技士」とは、社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水士を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」、「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。
- 2) この要領において、「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水士をいう。

3. 港湾潜水技士及び無級者の潜水作業

- 1) 港湾潜水技士は、潜水作業に単独で従事できる。
- 2) 無級者は、一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士の指揮のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に提出し、三級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者にあっては、この限りではない。

4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務

受注者は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者（以下「指揮者」という。）及び潜水作業管理者（以下「管理者」という。）を配置するものとする。

- 1) 2名以上の者が共同で潜水作業を行う場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として1名を配置するものとする。
- 2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。
 - イ 作業方法の決定、潜水士等の配置及び潜水作業の指揮
 - ロ 潜水士等に対する指導又は監督
 - ハ 異常時等における措置
- ニ 他の作業関係者との連絡（管理者を配置しない場合）
- ホ 合図者の指名
- ヘ 合図の統一
- 3) 3名以上の者が潜水作業を行う場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、管理者として1名を配置するものとする。
- 4) 管理者は、次の業務を行うものとする。

- イ 潜水作業全般の統括業務と管理
 - ロ 指揮者及び潜水士等に対する指導
 - ハ 潜水作業全般の安全管理
 - 二 他の作業関係者との連絡・調整
- 5) 指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。

5. 実施体制の表示

受注者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水士の氏名、資格認定番号、有効期限並びに指揮者、管理者の配置状況を施工(業務)計画書に記載するものとする。

これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとする。

なお、監督職員から請求のあった場合には、「港湾潜水技士手帳」の写しを提示しなければならない。

6. 資格証書等の携行

受注者は、潜水士に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

7. 資格の有効期限の確認

受注者は、潜水士に対し「港湾潜水技士手帳」の写しを提出させ、資格の有効期間を確認するものとする。

(別表)

作業区分	
1. 構造物基礎	6. 水中鉄打
2. 構造物設置据付	7. 水中探査
3. 水中コンクリート	8. 水中調査測量
4. 水中掘削	9. その他
5. 水中溶接溶断	(前記に属さない作業)

注) 上記作業区分において、この要領に定める資格以外の資格を必要とする場合にあっては、当該資格を有していなければならない。

港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

〔 平成13年3月30日 国港建第 96号
一部改正 平成25年3月25日 国港技第117号 〕

1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る海上起重作業を伴う請負工事において、海上起重作業船団を指揮・監督等する者（以下「船団長」という。）に適正な技術者を配置することにより、海上起重作業の安全と円滑な施工を確保することを目的とする。

2. 船団長の業務

船団長は、次の業務を行うものをいう。

- 1) 作業船団の作業方法の検討
- 2) 海上起重作業の指揮、監督
- 3) 作業船団に係る施工管理、安全管理に対する指揮、監督
- 4) 作業船団内の作業従事者に対する指導又は監督
- 5) 現場代理人等との連絡調整
- 6) 他の作業関係者との連絡調整

3. 船団長の配置

受注者は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、10年以上の乗船実務経験と3年以上の指揮・監督経験を有する者、もしくはこれと同等以上の能力を有する者として監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。

なお、建設業法施行規則に基づく登録海上起重基幹技能者については、上記実務経験を有する者とみなす。

4. 実施体制の表示

受注者は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。

5. 資格証書等の携行

受注者は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が船団長としての能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

(別表)
海上起重作業船団

船団構成 船団名	本船	付属船				
		引船	揚土船	土運船	台船	ガット船
1. 起重機船団	起重機船またはクレーン付台船					
2. ゲラフ浚渫船団	ゲラフ船					
3. 杭打船団	杭打船					
4. サンドコンパクション船団	サンドコンパクション船					
5. サンドドレン船団	サンドドレン船					
6. 深層混合処理船団	深層混合処理船					
7. ケーソ製作作業船団	ケーソ製作作業船					
8. コンクリートミキサー船団	コンクリートミキサー船					
9. ハック丸及びティッパー浚渫船団	ハック丸及びティッパー船					
10. 揚土船団	揚土船					

海上工事における関係法令一覧

分類	法令名
航行安全に関する法令	海上衝突予防法 同 行為規則 海上交通安全法 同 行為令 同 行為規則 港則法 同 行為令 同 行為規則 水路業務法 同 行為令 同 行為規則 航路標識法 同 行為規則 水難救護法 同 行為令 同 行為規則 海難審判法 同 行為令 同 行為規則 船舶法 同 行為規則 内航海運業法 同 行為規則
港湾等整備に関する法令	港湾法 同 行為令 同 行為規則 港湾の施設の技術上の基準を定める省令 漁港法 同 行為令 同 行為規則 海岸法 同 行為令 同 行為規則 公有水面埋立法 同 行為令 同 行為規則
海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 同 行為令 同 行為規則 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同 行為令 同 行為規則 資源の有効な利用の促進に

	関する法律 建設工事に係る資材の再資源化 (平成12.5.31法律第104号) 等に関する法律 同 施行令 (平成12.11.19政令第495号) 同 施行規則 (平成14.3.5 国土交通省、環境省第1号) 水質汚濁防止法 (昭和45.12.25法律第138号) 同 施行令 (昭和46.6.17政令第188号) 同 施行規則 (昭和46.6.19総理府通産省令第2号) 水産資源保護法 (昭和26.12.17法律第313号) 自然環境保全法 (昭和47.6.22法律第85号) 同 施行令 (昭和48.3.31政令第38号) 同 施行規則 (昭和48.2.9総理府令第62号)
自然公園に関する法令	自然公園法 (昭和32.6.1法律第161号) 同 施行令 (昭和32.9.30政令第298号) 同 施行規則 (昭和32.10.11厚生省令第41号)
危険物に関する法令	火薬類取締法 (昭和25.5.4法律第149号) 同 施行規則 (昭和25.10.31通産省令第88号) 火薬類の運搬に関する総理府令 (昭和35.12.28総理府令第65号) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32.8.20運輸省令第30号) 危険物の規則に関する政令 (昭和34.9.26政令第306号) 危険物の規則に関する規則 (昭和34.9.29総理府令第55号)
火災防止に関する法令	消防法 (昭和23.7.24法律第186号) 同 施行令 (昭和36.3.25政令第37号) 同 施行規則 (昭和36.4.1自治省令第6号)
交通安全に関する法令	道路交通法 (昭和35.6.25法律第105号) 同 施行令 (昭和35.10.11政令第270号) 同 施行規則 (昭和35.12.3総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42.8.2法律第131号)
船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭和8.3.15法律第11号) 同 施行令 (昭和9.2.1勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38.9.25運輸省令第41号) 船舶構造規則 (平成10.3.31運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59.8.30運輸省令第55号) 船舶設備規程 (昭和9.2.1通信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和27.11.14運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55.5.6運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43.8.10運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31.12.28運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40.5.19運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40.5.19運輸省令第37号)
船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26.4.16法律第149号) 同 施行令 (昭和58.2.12政令第13号) 同 施行規則 (昭和26.10.15運輸省令第91号) 船員法 (昭和22.9.1法律第100号) 同 施行規則 (昭和22.9.1運輸省令第23号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39.7.31運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14.4.6法律第73号)
陸上労働に関する法令	労働基準法 (昭和22.4.7法律第49号) 同 施行規則 (昭和22.8.30厚生省令第23号) 女子年少者労働基準規則 (昭和29.6.19労働省令第13号) 事業付属寄宿舎規定 (昭和22.10.31労働省令第7号)

	建設業付属宿舎規定 建設労務者の雇用の改善等に関する法律 労働安全衛生法 同 施工令 労働安全衛生規則 有機溶剤中毒予防規則 ホーク-及び圧力容器安全規則 クレーン等安全規則 ゴンドラ安全規則 高気圧作業安全衛生規則 酸素欠乏症等防止規則 労働者災害補償保険法 同 施行令 同 施行規則 職業安定法 同 施行令 同 施行規則 雇用保険法 同 施行令 同 施行規則 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 同 施行令 同 施行規則 健康保険法 同 施行令 同 施行規則 厚生年金保険法 同 施行令 同 施行規則 最低賃金法 同 施行規則 賃金の支払の確保等に関する法律 同 施行令 同 施行規則 職業能力開発促進法 同 施行令 同 施行規則 所得税法 同 施行令 同 施行規則 建設業退職金共済制度 悪臭防止法 同 施行令 同 施行規則	(昭和42.9.29労働省令第27号) (昭和51.5.27法律第33号) (昭和47.6.8法律第57号) (昭和47.8.19政令第318号) (昭和47.9.30労働省令第32号) (昭和47.9.30労働省令第36号) (昭和47.9.30労働省令第33号) (昭和47.9.30労働省令第34号) (昭和47.9.30労働省令第35号) (昭和47.9.30労働省令第40号) (昭和47.9.30労働省令第42号) (昭和22.4.7法律第50号) (昭和52.3.23政令第33号) (昭和30.9.1労働省令第22号) (昭和22.11.30法律第141号) (昭和28.8.31政令第242号) (昭和22.12.29労働省令第12号) (昭和49.12.28法律第116号) (昭和50.3.10政令第25号) (昭和50.3.10労働省令第3号) (昭和44.12.9法律第84号) (昭和47.3.31政令第46号) (昭和47.3.31労働省令第8号) (大正11.4.22法律第70号) (大正15.6.30勅令第243号) (大正15.7.1内令第36号) (昭和29.5.19法律第115号) (昭和29.5.24政令第110号) (昭和29.7.1厚生省令第37号) (昭和34.4.15法律第137号) (昭和34.7.10労働省令第16号) (昭和51.5.27法律第34号) (昭和51.6.28政令第169号) (昭和51.6.28労働省令26号) (昭和44.7.18法律第64号) (昭和44.9.30政令第258号) (昭和44.10.1労働省令第24号) (昭和40.3.31法律第33号) (昭和40.3.31政令96号) (昭和40.3.31大蔵省令第11号) (昭和39.6.18政令第188号) (昭和46.6.1法律第91号) (昭和47.5.30政令第207号) (昭和47.5.30政令第39号)
--	---	---

工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き

(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	港湾工事等許可申請書
根拠法令	港湾法37-1項、同令13、14 秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域）
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 港湾区域の水域又は公共空地における土砂の採取 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きょ又は排水きょの建設又は改良（第1項の占用を伴うものは除く） 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ 港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚げ場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ 港湾管理者が指定する廃物の投棄
提出者	工事等施工者
提出先	港湾管理者
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。

(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	作業等許可申請書
根拠法令	港則法31-1項、43項 同則16
適用海域	特定港内又は特定港の境界付近（特定港以外の港にも準用）
手続きを必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提出者	工事又は作業の実施責任者
提出先	所轄海上保安部（特定港にあっては所轄港長あて、特定港以外の港にあっては所轄海上保安部長あて）
申請の内容	氏名及び住所 工事又は作業の目的及び種類

	工事又は作業の期間及び時間 工事又は作業の区域又は場所 工事又は作業の方法 その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）
提出期限	実施する1ヶ月前

（3）港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等届出書
根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30
適用海域	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域
手続きを必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合
提出者	工事等施工者
提出先	都道府県知事（当該届出にかかる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）
記載事項	<p>1) 事項</p> <p>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 種類規模及び構造 船舶許容能力、係留能力 工事の開始及び完了の予定期日 使用及び管理の計画</p> <p>2) 添付書類</p> <p>工事設計書 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） その他参考書類</p>

(4) 漁港内で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書
根拠法令	漁港法39
適用海域	漁港の区域内の水域又は公共空地
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき 作物の建設若しくは改良 (水面又は土地の占用を伴うものを除く) 土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 汚水の放流若しくは汚物の放棄 水面若しくは土地の一部の占用 (公有水面の埋立による場合を除く)
提出者	工事等施工者
提出先	漁港管理者

(5) 漁港内で工事等を施工する場合(県管理漁港)

書類の名称	漁港施設占用許可申請書(県管理漁港)
根拠法令	秋田県漁港管理条例第11、同施行規則9
適用海域	県が管理する漁港規則(水域施設を除く)
手続きを必要とするとき	県が管理する漁港施設を占用し、または当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとするとき
提出者	工事等施工者
提出先	秋田県知事

(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4
適用海域	陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲	同左
手続きを必要とするとき	海岸保全施設以外の施設又は作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき 土砂(砂を含む)を採取すること 水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること

		土地の掘削、盛土、切土その他の政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）
提出者	占用しようとする者	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同左
申請の内容	海岸保全区域の占用の目的 海岸保全区域の占用の期間 海岸保全区域の占用の場所 施設又は工作物の構造 工事実施の方法 工事実施の期間	土砂採取の場合 イ 採取の目的 ロ 採取の期間 ハ 採取の場所 ニ 採取の方法 ホ 採取量 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ 新設又は改築する目的 ロ 新設又は改築する場所 ハ 新設又は改築する施設又は工作物の構造 ニ 工事実施の方法 ホ 工事実施の期間 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ 目的 ロ 内容 ハ 期間 ニ 場所 ホ 方法

(7) 自然公園特別地域内で工事等を施工する場合

書類の名称	自然公園法（条例）特別地域工事等許可申請書
根拠法令	自然公園法13、同則10、11 秋田県立自然公園条例15 同規則15、15の2、15の3、16、16の2
適用海域	特別地域
手続きを必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき 工作物を新築し、改築し、又は増築すること 木竹を伐採すること 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること 環境大臣（知事）が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺

	<p>1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること 広告物その他これに類する物を提出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること 屋外において土石その他環境大臣（知事）が指定する物を積し、又は貯蔵すること。 水面を埋め立て、又は干拓すること 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること 高山植物その他の植物で環境大臣（知事）が指定するものを採取し、又は損傷すること 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣（知事）が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣（知事）が指定する区域内に当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること 道路、広場、田、畠、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣（知事）が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令（規則）で定めるもの</p>
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事（所管市町村経由） 県立自然公園区域 担当市町村（一部市町村経由で県知事）
申請の内容	<p>申請者の住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 行為の種類 行為の目的 行為の場所 行為地及びその付近の状況 行為の施行方法 着手及び完了の予定日 (添付図面等) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面</p>

(8) 自然公園特別保護地域内で工事等を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別保護地区内行為許可申請書
根拠法令	自然公園法14 同規則10 11
適用海域	特別保護地区（国立、国定のみ）
手続きを必要とするとき	特別保護地区内で次の行為をしようとするとき 特別地域内の行為のうち から 、 、 、 に掲げる 行為 木竹を損傷すること 木竹を植栽すること 家畜を放牧すること 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること 火入れ又はたき火をすること 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しく は落枝を採取すること 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若 しくは損傷すること 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使 用し、又は航空機を着陸させること 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区内における景観の 維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事
申請の内容	申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名） 行為の種類 行為の目的 行為の場所 行為地及びその付近の状況 行為の施行方法 着手及び完了の予定日（添付図面等） 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以 上の概況図及び天然色写真 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面 図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした 縮尺千分の1以上の図面

(9) 自然公園普通地域内で工事等を施工する場合

書類の名称	自然公園法（条例）普通地域内行為届出書
根拠法令	自然公園法26 同規則13の16 14 秋田県立自然公園条例17 同規則18 19
適用海域	普通地域
手続きを必要とするとき	普通地域内で次の行為をしようとするとき その規模が環境省令で（知事が）定める基準を超える工作物

	<p>を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で（知事が）定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む）</p> <p>特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること</p> <p>広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること</p> <p>水面を埋め立て、又は干拓すること</p> <p>鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中公園地区の周辺1キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る）</p> <p>土地の形状を変更すること</p> <p>海底の形状を変更すること（海中公園地区の周辺1キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る） 国立公園、国定公園のみ</p>
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事（所管市町村経由） 県立自然公園区域 担当市町村（一部県知事）
申請の内容	届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 行為の種類 行為の目的 行為の場所 行為地及びその付近の状況 行為の施行方法 着手及び完了の予定日（添付図面等） 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面

(10) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水 路 测 量 许 可 申 請 書
根拠法令	水路業務法6、同則2、3
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である 学術的な調査、研究のための水路測量 港湾施設施工のための水路測量 百万分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量

提出者	水路測量実施者
提出先	管区海上保安本部海洋情報部（第二管区海上保安本部長あて）
申請の内容	申請者の住所、氏名又は名称 水路測量の目的 水路測量の区域 水路測量標の設置の有無 事項 測定又は調査の方法 期間 平成年月日～平成年月日（内 日間） 現地での作業期間(予備費を含む。)のみを記入する。 成果の提出(予定期日、形式) 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 水路測量班の構成員も併せて記入する。 備考(計画機関の担当者名等連絡する際に必要な事項等) 詳細については実施計画書を添付すること
提出期限	実施する1ヶ月前

(11) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置（管理） 許可申請書	航路標識現状変更 許可申請書
根拠法令	航路標識法2のただし書き 同則1、3	航路標識法5の1 同則7
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき	海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき
提出者	設置及び管理しようとする者	航路標識の管理者
提出先	所轄海上保安本部航行援助センター（所轄海上保安部長あて）	同左
申請の内容	1) 設置の場合 理由書 設置位置を海図上に示した図面 航路標識の全体を示した側面図 航路標識の各部の構造についての図面 告示要項書 用品調書 2) 管理の場合	1) 位置を変更する場合 設置位置を海図上に示した図面 告示要項書 2) 性質又は構造を変更する場合 航路標識の全体を示した側面図 航路標識の各部の構造についての図面 告示要項書

	航路標識の名称 管理の理由 管理期間 管理条件 管理方法	3) 廃止、休止の場合 〔航路標識廃止(休止)許可申請書〕 理由 廃止の期日(休止の期間) 廃止(休止)に伴う措置
提出期限	実施する1ヶ月前	

船舶航行に関する報告手続きの手引き

(1) 海難発生時の通報

名 称	海難報告	海難報告
根拠法令	海交法33、同則29	海則法25
適用海域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続きを必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通報者	船長	船長
通報先	所轄海上保安部の長	所轄港長又は所轄海上保安部の長
通報事項	海難の概要 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要	同左

(2) 航路標識等事故発生時の通報

名 称	航路標識事故発生時の通報
根拠法令	航路標識法7
適用海域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域
手続きを必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通報者	事故発見者
通報先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通報事項	事故状況

(3) 海難報告

名 称	海 難 報 告 書
根拠法令	船員法19、同則14
手続きを必要とするとき	次の事態が発生したとき 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき 人命又は船舶の救助に従事したとき 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき 予定の航路を変更したとき 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき

報告者	船長
報告先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報告時期	発生後遅滞なく
報告部数	2部
報告内容	件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） 船名 船質 船舶番号 船籍港 総トン数 航行区域又は従業制限及び従業区域 主機の種類、箇数及び出力 船舶所有者住所、氏名又は名称 船長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 機関長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 発航港及び到着港 事実発生の年月日時及び場所 事実のてん末
様式	第4号
注	海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること 航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかつた理由をも記載すること 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること